

国際獣医教育研究センター（案）
International Veterinary Education and Research Information
Center (IVERIC)

1. 開設の背景

岡山理科大学獣医学部は、国家戦略特区のミッションを受け設置されるものである。平成30年4月に開学し、獣医学科および獣医保健看護学科を置き、獣医師と獣医関連専門家（VPP: Veterinary Para-Professional）を養成する。

本学部が目指す主要な目的の一つは、国際対応のできる獣医研究者や公衆衛生獣医師等のための教育研究を推進し、動物と人の健康と福祉に貢献する人材を養成することである。

2. 国際獣医教育研究センターの目的

本センターは、学外を対象に獣医事に関する専門性の高い情報を収集、編集、発信することで、関連機関や他大学との教育研究等で連携するためのネットワーク構築を図るものである。また、学内では編集した情報を教育研究に活用し、新しい分野に対応できる専門獣医師及びVPPに必要な能力を養成する。

3. 国際獣医教育研究センターの戦略

学外に対しては、情報資源として多言語（日本語、英語、ベトナム語、マレーシア語、インドネシア語）による人獣共通感染症を含む約80種類の感染症に関する情報提供システムを確立する。この感染症情報を東南アジア諸国に提供し、情報交換することにより危機管理等に関する教育研究の質の向上を図る。

また、本センターが国内外の獣医学領域に関する学会、研究会等をアレンジし、アジアを中心に獣医学教育研究のネットワークの構築を図る。

学内に対しては、グローバル対応の必要なライフサイエンス研究や公共獣医事教育研究を推進するため、専任教員により、関連する国内外の情報を編集し、本センターでデータベース化し、e-ラーニング等の教材やオンデマンド教材を提供する。

4. 国際獣医教育研究センターの活動計画

国内外の農林水産業・医科学・基礎生物学・獣医学等に関する情報や国際機関（UN・WHO・OIE・FAO・OIE）等の情報を収集・編集・発信し、情報ネットワークを構築する。また、収集された情報を教育等に利用することにより国際的な視野で、ライフサイエンス基礎研究・ライフサイエンス臨床研究、あるいは感染症の制御、及び食の安全を担える人材を育成する。

本学部では学部教育において情報リテラシーに長けた学生の育成を意識したシラバスが組まれている。しかし、本学部は日本人学生だけを対象としているのではなく、東南アジアを始めとしたアジア諸国から本学において獣医教育を受けようとする留学生を受け入れる方針を立てている。

卒業後、応用ライフサイエンス分野における研究に携わる人材、あるいはOne Health に関わる国際公的機関に携わる獣医公衆衛生学的人材、絶滅危惧種の保護に携わる人材、水産資源の安定供給に関する魚病学に関する人材、高度先進獣医療に関する人材等、こうした人材育成を効率よく後押しする上で獣医教育に関するより最新で高度な情報を収集し、提供する国際獣医教育の体制整備は開学と同時に行われなければならない。

IVERIC は精度の高い情報に基づき、One Health に直結する専門性の高い情報を発信する体制を整備する。その一つとして多言語による約 80 種類の感染症情報提供システムを整備し、ホームページの閲覧、電話による相談、全国自治体への直接相談の仲介等を行う計画である。

このシステムを稼働し感染症情報を東南アジア諸国に提供することは、我が国も含めた獣医学研究の質を底上げするだけではなく、東南アジアでのイニシアチブをとることが出来るヘッドクオーターとして獣医界をリードできる。

本獣医学部を卒業した学生の活動支援のための情報を提供し、将来的には国内外の最先端研究機関との間の橋渡し的機能も有するように発展させる計画である。

5. 開設時期

開校後 1 年目を目指して基盤を確立する。

6. 組織

学部長

国際獣医教育研究センター長

国際獣医教育センター運営委員会

獣医学部の教員組織

外部機関有識者

管理運営事務

7. 部門

下記 3 つの分野を設置する。

　　ライフサイエンス分野

　　公共獣医事分野

　　医獣連携獣医分野

8. 管理運営

学部長を委員長とし、各部門より選出された委員により審議・報告がなされるとともに、情報管理を統括し、審議事項に応じた専門家を招致して委員会での討議および、ネット会議を開催し意思決定を行う。

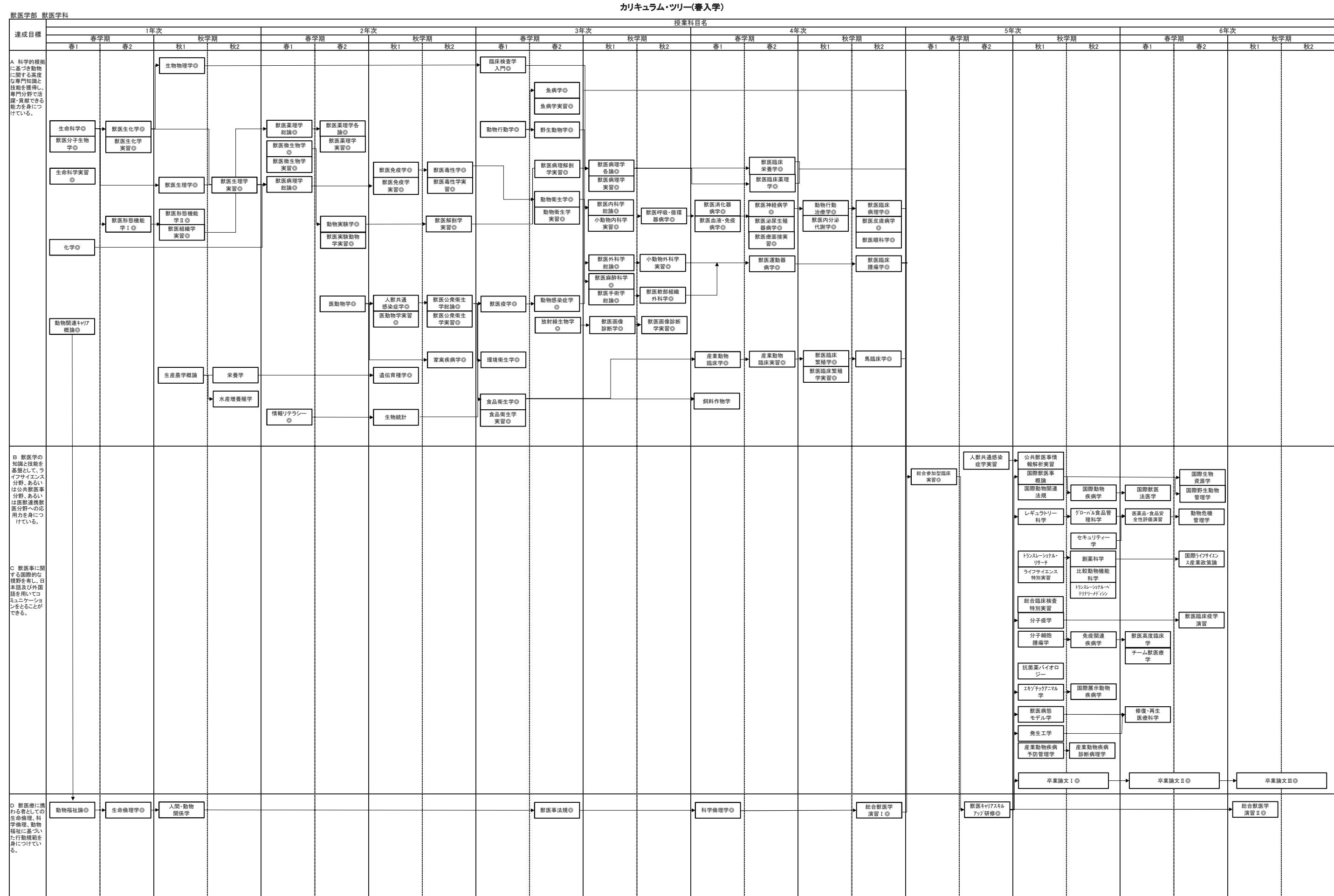
9. 役割と機能

- 1) 3 分野に関する情報収集
- 2) 集約した情報の発信
- 3) 問い合わせ窓口を開設し、各情報の専門機関の照会
- 4) 各部門における事象に対するリスクマネージメント案の構築
- 5) センター主催のシンポジウムの開催
- 6) 国際獣医事教育に関わる海外留学の斡旋
- 7) 四国への国際シンポジウム誘致
- 8) 国際獣医事教育方法の開発研究
- 9) 国際獣医事教育を行う教員の資質開発

Faculty Development (FD) 及び Staff Development (SD)

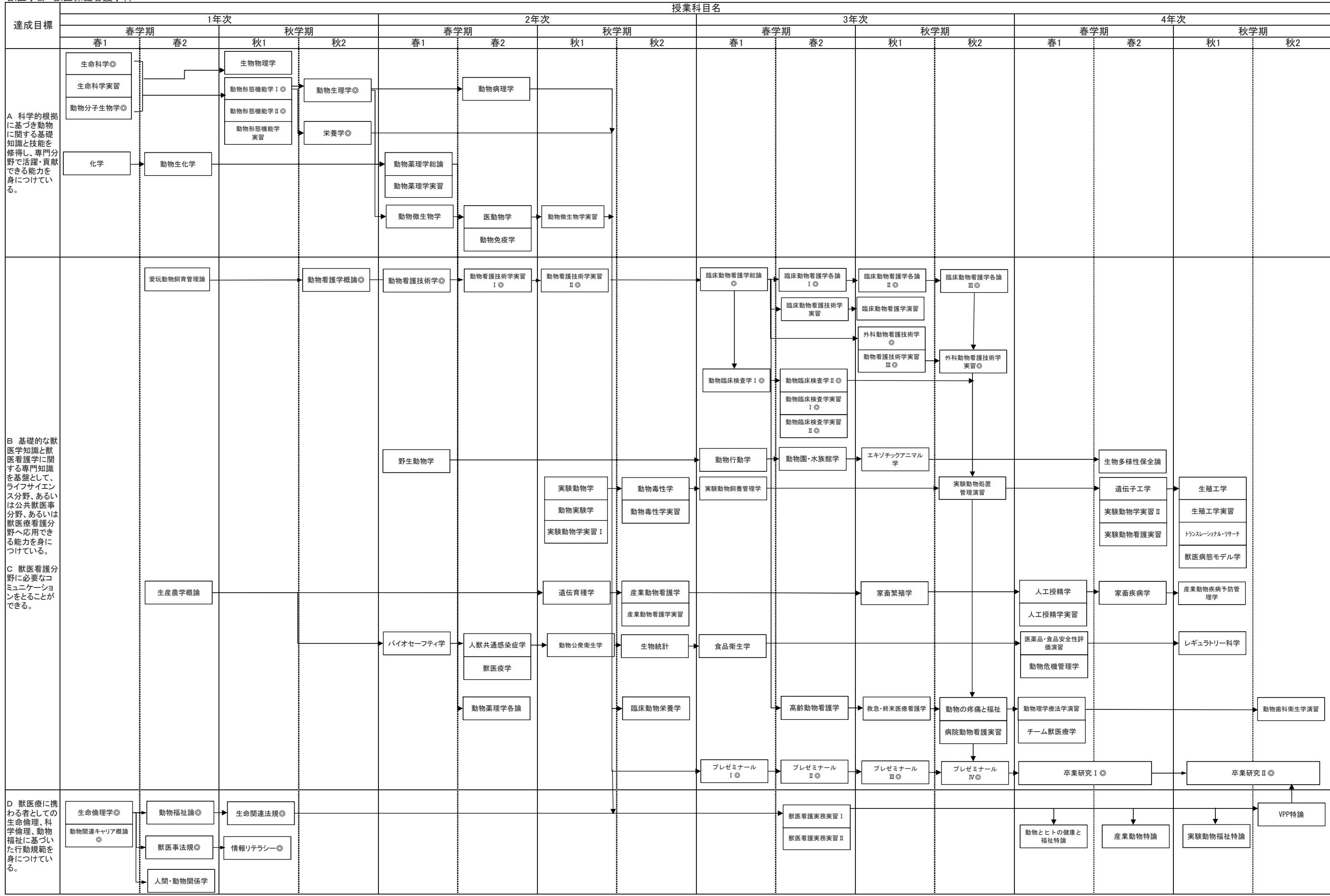
【資料 10】国際獣医教育研究センター配置図 (P4)

(略)



カリキュラム・ツリー(春入学)

獣医学部 獣医保健看護学科



◎必修科目

○学校法人加計学園就業規則（抜粋）

(略)

第58条 学園は、定年制による退職を実施するものとする。

2 職員は、次に掲げる職種の区分に従い当該各号に定められた年令（以下「定年」という。）に達した日の属する年度の3月31日をもって学園を定年退職するものとする。

区分	職種	満年令
事務職員	事務局長	65才
	部長以上	63才
	その他	60才
大学教員	教授	65才
	准教授	65才
	講師	65才
	助教・助手	60才
高校・中学教員	校長・教頭	63才
	その他	60才
専門学校教員	校長・副校長	63才
	その他	60才

3 理事長は、新たに学校・学部又は学科等を設置する場合又はその他業務上必要とする場合は、理事会の承認を得て、その完成年度終了まで又は業務上必要とするまでの間、関係職員の定年を延長することができる。ただし、給与については別に定める。

(略)

第59条 理事長は、前条の規定により60才または63才で定年退職した者で再任用を希望する者については、再び常勤の嘱託職員として65才を限度として任用することができる。

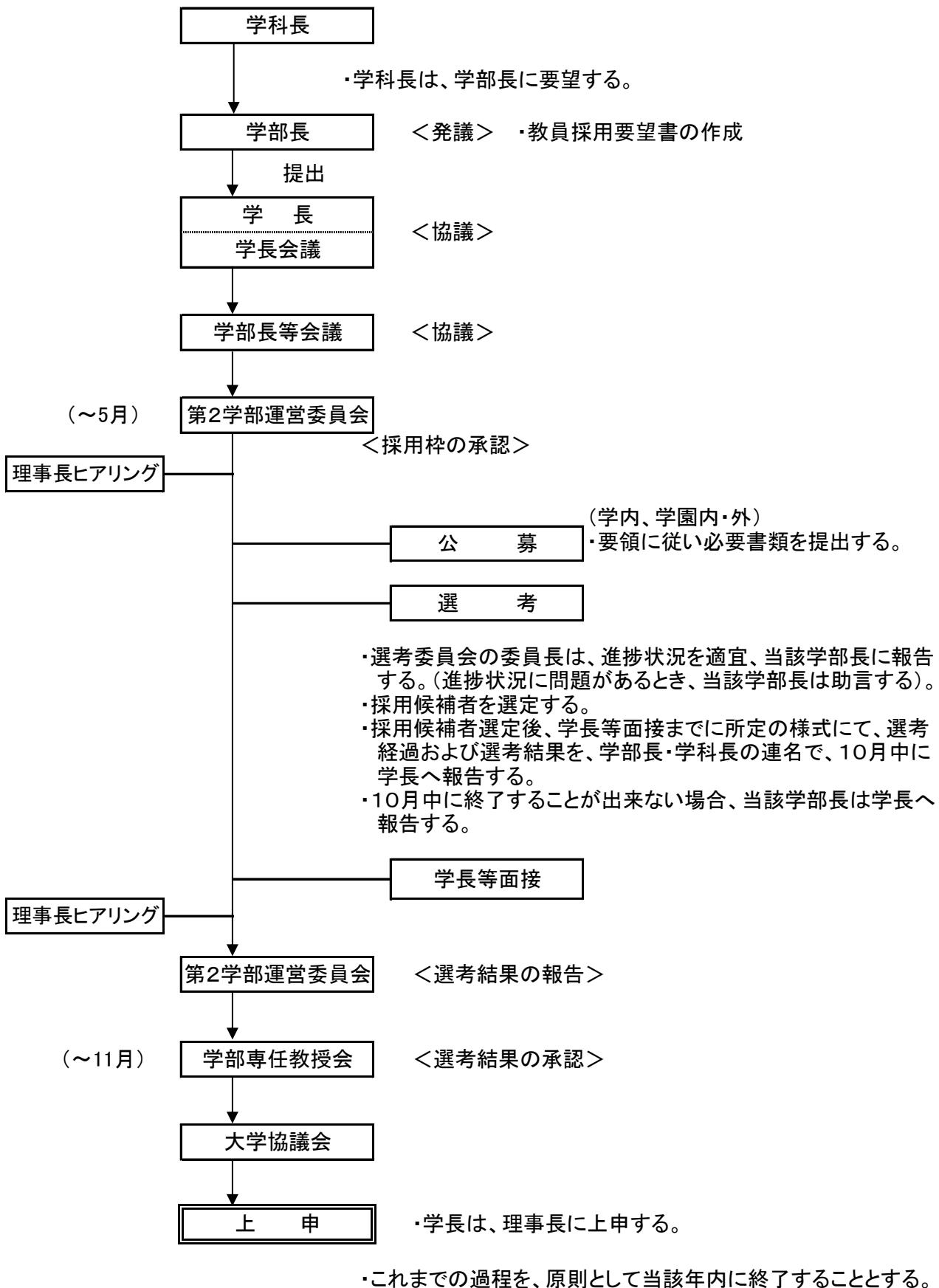
2 理事長は、前条に基づき65才で定年退職した者が心身ともに健全であって職務の遂行にたえられると認めたときは、理事会の承認を得て当該職員であった者を再び常勤の嘱託職員として68才を限度として任用することができる。

3 前二項に基づく再任用限度は当該前二項に定める年齢に達した日の属する年度の3月31日までとし、その日をもって学園を退職するものとする。

4 理事長は、所定の手続きを経てその再任用を決定したときは、当該者と新たな雇用契約を締結するものとする。

(略)

既存学科の専門教育教員の採用に関する手続き



獣医学科 履修モデル (ライフサイエンス分野に重点を置く履修モデル)

獣医学科 履修モデル（公共獣医事分野に重点を置く履修モデル）

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	区分合計						
学部共通導入科目	動物関連キャリア概論 生命倫理学 人間・動物関係学	1◎ 1◎ 2○		獣医事法規 1◎			5						
基礎科目	生命科学 歯医学分子生物学 生命科学英習 化学 動物福祉論 生物物理学	1◎ 情報リテラシー 1◎ 生物統計 1◎ 1◎ 1◎ 1◎	2◎ 放射線生物学 1○	1◎ 科学倫理学 1◎			11						
基礎獣医学科	歯医学化学 歯医学化学英習 歯医学理学 歯医学理学英習 歯医学形態機能学Ⅰ 歯医学形態機能学Ⅱ 歯医学組織学英習	2◎ 獣医解剖学実習 1◎ 歯医・薬理学総論 2◎ 獣医・薬理学各論 1◎ 獣医・薬理学実習 1◎ 2◎ 1◎	2◎ 1◎ 2◎ 1◎				16						
応用生物系科目		獣医微生物学 獣医微生物学英習 獣医毒生物学 獣医毒生物学英習 獣医寄生虫学 獣医寄生虫学英習 動物生物学 獣医生物学英習 獣医病理学英習 獣医病理学 獣医免疫学 獣医免疫学英習 獣医免疫学英習	2◎ 獣医病理学各論 2◎ 獣医病理学実習 2◎ 獣医病理学 1◎ 臨床検査学入門 2◎ 動物行動学 1◎ 野生動物学 2◎ 1◎ 野生動物学 1◎ 魚病学 2◎ 魚病学英習 1◎ 獣医免疫学 2◎ 動物感染症学	2◎ 1◎ 1◎ 1◎ 2◎ 2◎ 1◎ 1◎ 2◎ 1◎ 1◎ 1◎ 2◎ 1◎ 1◎			28						
公衆衛生系科目		医動物学 医動物学英習 人畜共感染症学 歯医・公衆衛生学総論 歯医・公衆衛生学英習	2◎ 獣医衛生学 1◎ 食品衛生学 2◎ 食品衛生学英習 2◎ 環境衛生学 1◎	2◎ 2◎ 1◎ 2◎ 2◎			15						
畜水産系科目	生産農学概論 水産増殖養学	1○ 遺伝育種学 2○ 家禽疾病学	2◎ 動物衛生学 1◎ 動物衛生学英習	1◎ 飼料作物学 1◎	2○		10						
専門教育科目 アドバンスト科目	臨床系科目		獣医内科学総論 獣医呼吸・循環器病学 小動物内科学英習 獣医外科学総論 獣医手術学総論 獣医疾静科学 獣医部組織外科学 獣医消化器病学 小動物外科学英習 獣医画像診断学英習	1◎ 獣医臨床薬理学 2◎ 獣医臨床栄養学 1○ 獣医臨床病理学 1○ 獣医消化器病学 1○ 獣医泌尿生殖器病学 1○ 獣医内分泌代謝学 2○ 獣医神経病学 2○ 獣医血液・免疫病学 1.5○ 獣医皮膚病学 1○ 獣医眼科学 動物行動治療学 獣医療面接実習 獣医運動器病学 獣医臨床腫瘍学 産業動物臨床学 馬臨床学 獣医臨床繁殖学 産業動物臨床英習 獣医臨床繁殖学英習 総合獣医学演習 I	1◎ 総合参加型臨床英習 1○ 獣医臨床薬理学 II 1○ 獣医臨床病理学 2○ 獣医消化器病学 2○ 獣医泌尿生殖器病学 2○ 獣医内分泌代謝学 1○ 獣医神経病学 1○ 獣医血液・免疫病学 1○ 獣医皮膚病学 1○ 獣医眼科学 1○ 獣医行動治療学 0.5○ 獣医療面接実習 2○ 獣医運動器病学 1○ 獣医臨床腫瘍学 2○ 産業動物臨床学 1○ 馬臨床学 2○ 獣医臨床繁殖学 2○ 産業動物臨床英習 1○ 獣医臨床繁殖学英習 1○ 総合獣医学演習 I	6○ 総合獣医学演習 II 1○	47						
	ライファイエンス科目												
	国際獣医学科												
	臨床獣医学科												
総合科目					分子医学	1○ 獣医臨床医学演習	1○						
外国语教育科目	総合英語ⅠA 総合英語ⅠB 総合英語ⅡA 総合英語ⅡB 英信英語ⅠA 英信英語ⅠB 英信英語ⅡA 英信英語ⅡB	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○	総合英語ⅢA 総合英語ⅢB 総合英語ⅣA 総合英語ⅣB 英信英語ⅢA 英信英語ⅢB 英信英語ⅣA 英信英語ⅣB	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○	専門英語ⅠA 専門英語ⅠB 専門英語ⅡA 専門英語ⅡB 専門英語ⅢA 専門英語ⅢB 専門英語ⅣA 専門英語ⅣB	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○	国際獣事概論 国際動物関連法規 レギュラトリーサービス セキュリティー学 人獣共通感染症学英習 公共獣医事情報解析英習	1○ 国際野生動物管理学 1○ 薬品・食品安全性評価演習 1○ 動物危機管理学 1○ 国際生物資源学 1○ 1○	1○ 1○ 2○ 1○				
教養教育科目	フレッシュマンセミナー 経済学A 経済学B 文学A 文学B 日本史A 日本史B 外国史A 外国史B プレゼンテーション基礎編A プレゼンテーション基礎編B	1○ 政治学 A 1○ 政治学 B 1○ 文章表現法基礎編A 1○ 文章表現法基礎編B 1○ 文章表現法応用編A 1○ 文章表現法応用編B 1○ 現代人の科学 A 1○ 現代人の科学 B 1○ 1○	1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○					15					
合計	1年次計	38	2年次計	46	3年次計	46.5	4年次計	28.3	5年次計	17	6年次計	11	182

卒業要件：182単位以上、専門教育科目145単位以上、外国語教育科目10単位以上、教養教育科目19単位以上

獣医学科 履修モデル（医獣連携獣医分野に重点を置く履修モデル）

卒業要件：182単位以上、専門教育科目145単位以上、外国語教育科目10単位以上、教養教育科目19単位以上

獣医保健看護学科 履修モデル（ライフサイエンス分野に重点をおく履修モデル）

		1年次	単位 ○	2年次	単位 ○	3年次	単位 ○	4年次	単位 ○	区分合計		
専門教育科目	学部共通導入科目	動物関連キャリア概論 生命倫理学 人間・動物関係学 獣医法規	1 1 2 1	○						5		
	基礎科目	生命科学 動物分子生物学 生命科学実習 情報リテラシー	1 1 1 2	○						5		
	獣医看護基礎科目	動物福祉論 愛玩動物飼育管理論 生命関連法規 動物生理学 動物形態機能学 I 動物形態機能学 II 動物形態機能学実習 栄養学	1 2 1 2 1 2 1 2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	動物薬理学総論 動物薬理学実習 動物病理学 動物免疫学 動物微生物学 動物毒性学 動物毒性学実習 動物実験学 実験動物学 実験動物学実習 I 医動物学 動物微生物学実習 人獣共通感染症学 遺伝育種学	1 1 2 2 2 2 1 2 1 1 2 1 2 2 2	○			34		
	獣医看護専門科目	動物看護学概論	2	○	動物看護技術学 動物看護技術学実習 I 動物看護技術学実習 II	2 1 1	○ ○ ○	動物看護技術学実習 III 動物臨床検査学 I 動物臨床検査学 II 動物臨床検査学実習 I 動物臨床検査学実習 II 外科動物看護技術学 外科動物看護技術学実習 臨床動物看護学総論 臨床動物看護学各論 I 臨床動物看護学各論 II 臨床動物看護学各論 III 病院動物看護実習 実験動物処置管理演習	1 2 2 1 1 2 1 2 2 2 2 1 1 2 2 2 1	○		27
獣医看護アドバンスト科目	実験動物科目					実験動物飼養管理学	1	○	トランスレーショナル・リサーチ 獣医病態モデル学 遺伝子工学 実験動物看護実習 実験動物学実習 II 生殖工学 生殖工学実習	1 1 1 1 1 1	○	
	公衆衛生科目											
	高度獣医療看護科目											
						獣医看護実務実習 I 獣医看護実務実習 II	1 1	○ ○			10	
外国語教育科目	総合	英語 I A 英語 I B 英語 II A 英語 II B 発信英語 I A 発信英語 I B 発信英語 II A 発信英語 II B	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○	総合英語 III A 総合英語 III B 総合英語 IV A 総合英語 IV B 発信英語 III A 発信英語 III B 発信英語 IV A 発信英語 IV B	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	応用英語 I A 応用英語 I B 応用英語 II A 応用英語 II B	0.5 0.5 0.5 0.5	○	14 95	
	教養教育科目	フレッシュマンセミナー 経済学 A 経済学 B 文学 A 文学 B 日本史 A 日本史 B 外国史 A 外国史 B プレゼンテーション基礎編 A プレゼンテーション基礎編 B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	政治学 A 政治学 B 文章表現法基礎編 A 文章表現法基礎編 B 文章表現法応用編 A 文章表現法応用編 B 現代人の科学 A 現代人の科学 B プレゼンテーション基礎編 A プレゼンテーション基礎編 B	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	○				10 19	
	合計	1年次計	39	2年次計	38	3年次計	30	4年次計	17	124		

卒業要件：124単位以上、専門教育科目84単位以上、外国語教育科目10単位以上、教養教育科目19単位以上

獣医保健看護学科 履修モデル（公共獣医事分野に重点をおく履修モデル）

		1年次	単位	2年次	単位	3年次	単位	4年次	単位	区分合計
	学部共通導入科目	動物関連キャリア概論 生命倫理学 人間・動物関係学 獣医法規	1○ 1○ 2○ 1○							5
	基礎科目	生命科学 動物分子生物学 生命科学実習 情報リテラシー	1○ 1○ 1○ 2○	生物統計	1○					6
	獣医看護基礎科目	動物福祉論 愛玩動物飼育管理論 生命関連法規 動物生理学 動物形態機能学 I 動物形態機能学 II 動物形態機能学実習 生産農学概論 栄養学	1○ 2○ 1○ 2○ 1○ 2○ 2○ 1○ 2○	動物薬理学総論 動物病理学 動物微生物学 実験動物学 医動物学 人獣共通感染症学 動物公衆衛生学 獣医疫学	1○ 2○ 2○ 1○ 2○ 2○ 2○ 2○	食品衛生学	2○			29
専門教育科目	獣医看護専門科目	動物看護学概論	2○	動物看護技術学 動物看護技術学実習 I 動物看護技術学実習 II 産業動物看護学	2○ 1○ 1○ 2○	動物看護技術学実習 III 動物臨床検査学 I 動物臨床検査学 II 動物臨床検査学実習 I 動物臨床検査学実習 II 外科動物看護技術学 外科動物看護技術学実習 臨床動物看護学総論 臨床動物看護学各論 I 臨床動物看護学各論 II 臨床動物看護学各論 III	1○ 2○ 2○ 1○ 1○ 2○ 1○ 2○ 2○ 2○ 2○ 2○			26
獣医看護アドバンスト科目	実験動物科目									
	公衆衛生科目			バイオセーフティ学 産業動物看護実習	1○ 1○	畜繁殖学	2○	動物危機管理学 生物多様性保全論 レギュラトリーケン学 産業動物疾患予防管理学 医薬品・食品安全性評価演習 人工授精学 人工授精学実習 家畜疾病学	2○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○	15
	高度獣医療看護科目									
						獣医看護実習 I 獣医看護実習 II	1○ 1○			
	総合科目					プレゼンナー I プレゼンナー II プレゼンナー III プレゼンナー IV	1○ 1○ 1○ 1○	産業動物特論 卒業研究 I 卒業研究 II VPP特論	1○ 4○ 4○ 1○	14 95
外国語教育科目	総合英語 I A 総合英語 I B 総合英語 II A 総合英語 II B 発信英語 I A 発信英語 I B 発信英語 II A 発信英語 II B	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○	総合英語 III A 総合英語 III B 総合英語 IV A 総合英語 IV B 発信英語 III A 発信英語 III B 発信英語 IV A 発信英語 IV B	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○	応用英語 I A 応用英語 I B 応用英語 II A 応用英語 II B	0.5○ 0.5○ 0.5○ 0.5○				10
教養教育科目	フレッシュマンセミナー 経済学A 経済学B 文学A 文学B 日本史A 日本史B 外国史A 外国史B	1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○	政治学A 政治学B 文章表現法基礎編A 文章表現法基礎編B 文章表現法応用編A 文章表現法応用編B 現代人の科学A 現代人の科学B	1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○ 1○	キャリア形成講座A キャリア形成講座B	1○ 1○				19
	合計	1年次計	38	2年次計	35	3年次計	32	4年次計	19	124

卒業要件：124単位以上、専門教育科目84単位以上、外国語教育科目10単位以上、教養教育科目19単位以上

獣医保健看護学科 履修モデル（獣医療看護分野に重点をおく履修モデル）

卒業要件：124単位以上、専門教育科目84単位以上、外国語教育科目10単位以上、教養教育科目19単位以上

岡山理科大学今治キャンパスに関する基本協定書

今治市（以下「甲」という。）と、学校法人加計学園（以下「乙」という。）（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第8条に基づく区域計画において、平成29年内閣府・文部科学省告示第1号に基づく獣医学部（以下「獣医学部」という。）を開設することについて内閣総理大臣の認定を受けた学校法人）は、乙が今治市内において獣医学部を核とした岡山理科大学今治キャンパス（以下「今治キャンパス」という。）を開設し、運営することに關し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙が相互に協力し、本市に国際水準の教育カリキュラムを備えた獣医学部を核とする今治キャンパスの開設及び運営を円滑に行うとともに、今治キャンパスの魅力を一層向上させることによって、全国からの新たな人の流れを生み出し、また関連産業の誘致を促進することにより、若年人口の地元定着を図ることによって、地域の発展と活性化による地方創生に大きく寄与することを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの基本協定書に定める事項を遵守しなければならない。

（獣医学部の開設）

第3条 乙は、獣医学部について文部科学大臣による学部の設置認可を受けて開設するものとする。

（土地の譲渡）

第4条 甲は、乙に対して、今治キャンパスに供する次の土地を無償で譲渡するものとする。なお、詳細については別途締結する解除条件付土地無償譲渡契約書により定める。

所 在 地 番	地 目	地 積 (m ²)
今治市いこいの丘1番3	宅地	32,955.01
今治市いこいの丘1番4	宅地	10,990.65
今治市いこいの丘1番5	宅地	7,033.72
今治市いこいの丘1番6	宅地	10,263.50
今治市いこいの丘1番7	宅地	11,214.23
今治市いこいの丘2番	宅地	63,137.59
今治市いこいの丘4番1	宅地	483.92
今治市いこいの丘4番3	宅地	32,183.45
計		168,262.07

(獣医学部の開設に対する補助)

- 第5条 甲は、乙の実施する今治キャンパス開設事業に対し補助金を交付するものとする。
- 2 補助金は、乙が開設する獣医学部に要する校舎建設費(設備及び外構工事を含む。)及び獣医学教育に必要な備品等の取得に要する費用を対象とする。
- 3 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内で予算に定める範囲内の額とする。
- 4 補助金は、複数年度に分割して交付するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、補助金の交付の方法その他必要な事項については、甲が別に定めるところによるものとする。
- 6 甲は、乙に対して、今治キャンパスの学部・学科の増設及び運営に係る経費について追加の補助は行わないものとする。ただし、甲及び乙において、国等の補助その他特定の財源が確保される場合は、この限りでない。

(地域への貢献)

- 第6条 乙は、今治キャンパスを社会に開かれたものとし、地域住民に対してこれを積極的に開放し、地域の発展と活性化に貢献するものとする。
- 2 乙は、次に掲げる事項について、乙の持つ知識、技術等を活用し、必要な助言及び援助を行うものとする。
- (1) 獣医療をはじめとする学術支援に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。
- (3) 畜水産業・農林業の振興に関すること。
- (4) 医療に関すること。
- (5) 教育、人材の育成に関すること。
- (6) 地域経済の振興に関すること。
- (7) 生涯学習に関すること。
- (8) まちづくりに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項
- 3 乙は、今治キャンパスの開設及び運営にかかるものについては、今治市内企業を活用するよう最大限努めるものとする。

(連携協力)

- 第7条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、相互に協力して地域との連携を積極的に推進するものとする。
- 2 乙は、地域獣医療等の充実を図るため、国、県及び関係機関並びに教育機関等と連携協力するものとする。

(基本協定の解除)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この基本協定を解除するものとする。
- (1) 乙が設置認可申請を行う大学獣医学部の新設に対して、文部科学大臣の認可を受けることができず、又は既に受けた当該認可が取り消されたとき。
- (2) 第4条に定める土地が、甲が必要と認める場合を除き、今治キャンパスに供する目的以外に使用されたとき。

(譲渡物件の返還)

第9条 乙は前条の規定によりこの基本協定が解除されたときは、第4条に定める土地を甲に無償で返還するものとする。

2 前項の規定を担保するため、乙は、甲に対して、別に定める解除条件付土地譲渡契約書を締結のうえ、権利の消滅に関する定めについての登記を付することを承諾するものとする。

(運営状況の報告及び調査)

第10条 乙は、甲の求めに応じ、今治キャンパスの運営状況に関し必要な報告を行うものとする。

2 甲は、土地の利用状況その他この基本協定に定める義務の履行の確認のため必要と認める場合には、乙所有の土地及び建物への立入りを含めて調査を行うことができる。

(基本協定内容の変更)

第11条 今治キャンパスの運営に関し、文部科学大臣への設置認可の内容を変更するなど特別な事情が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、この基本協定の内容を変更することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、この基本協定書に定める事項を遵守しないことにより、又は自己の責に起因する事情により、相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(議決等がいる場合の効力の発生要件)

第13条 この基本協定中、甲の議会又は乙の理事会の議決等を要する事項については、それぞれの議決等がなされたときに効力が生ずるものとする。

(協議事項)

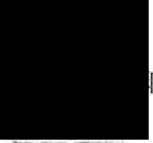
第14条 この基本協定書に定める事項について疑義のあるとき又はこの基本協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

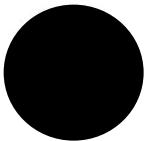
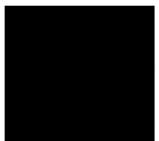
第15条 この基本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は、松山地方裁判所とする。

この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月13日

甲 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地
今治市
今治市長 菅 良二 

乙 岡山県岡山市北区理大町1番1号
学校法人加計学園
理事長 加計 晃太郎 



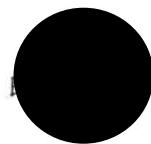
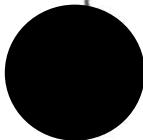
これは原本と相違ないことを証明します。

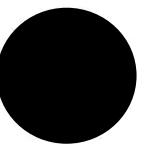
平成 29 年 3 月 22 日

岡山市北区理大町 1 番 1 号

学校法人 加計学園

理事長 加 計 晃 太





議会第2回議案第14号

財産の無償譲渡について（高等教育施設用地）

次のとおり土地を無償譲渡する。

平成29年3月3日提出

今治市長 菅 良二

記

無償譲渡をする土地

	所 在	地 目	面積（平方メートル）
1	今治市いこいの丘1番3	宅地	32,955.01
2	今治市いこいの丘1番4	宅地	10,990.65
3	今治市いこいの丘1番5	宅地	7,033.72
4	今治市いこいの丘1番6	宅地	10,263.50
5	今治市いこいの丘1番7	宅地	11,214.23
6	今治市いこいの丘2番	宅地	63,137.59
7	今治市いこいの丘4番1	宅地	483.92
8	今治市いこいの丘4番3	宅地	32,183.45
	計		168,262.07

2 無償譲渡の相手方

岡山県岡山市北区理大町1番1号

学校法人 加計学園

理事長 加 計 晃太郎

平成29年3月3日原案可決

原本と相違ないことを証明する。

平成29年3月3日

今治市議会議長 中 村 卓 三

3 無償譲渡の理由

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づく平成29年内閣府・文部科学省告示第1号に沿った国際水準の教育カリキュラムを備えた国際教育拠点となる大学獣医学部を誘致し、その開学を確実に実現させることにより、市内の学生はもとより、全国からの人の流れを生み出すことができ、若年人口の地元定着並びに地域の発展及び活性化による地方創生に寄与しようとするもの。

「参考」

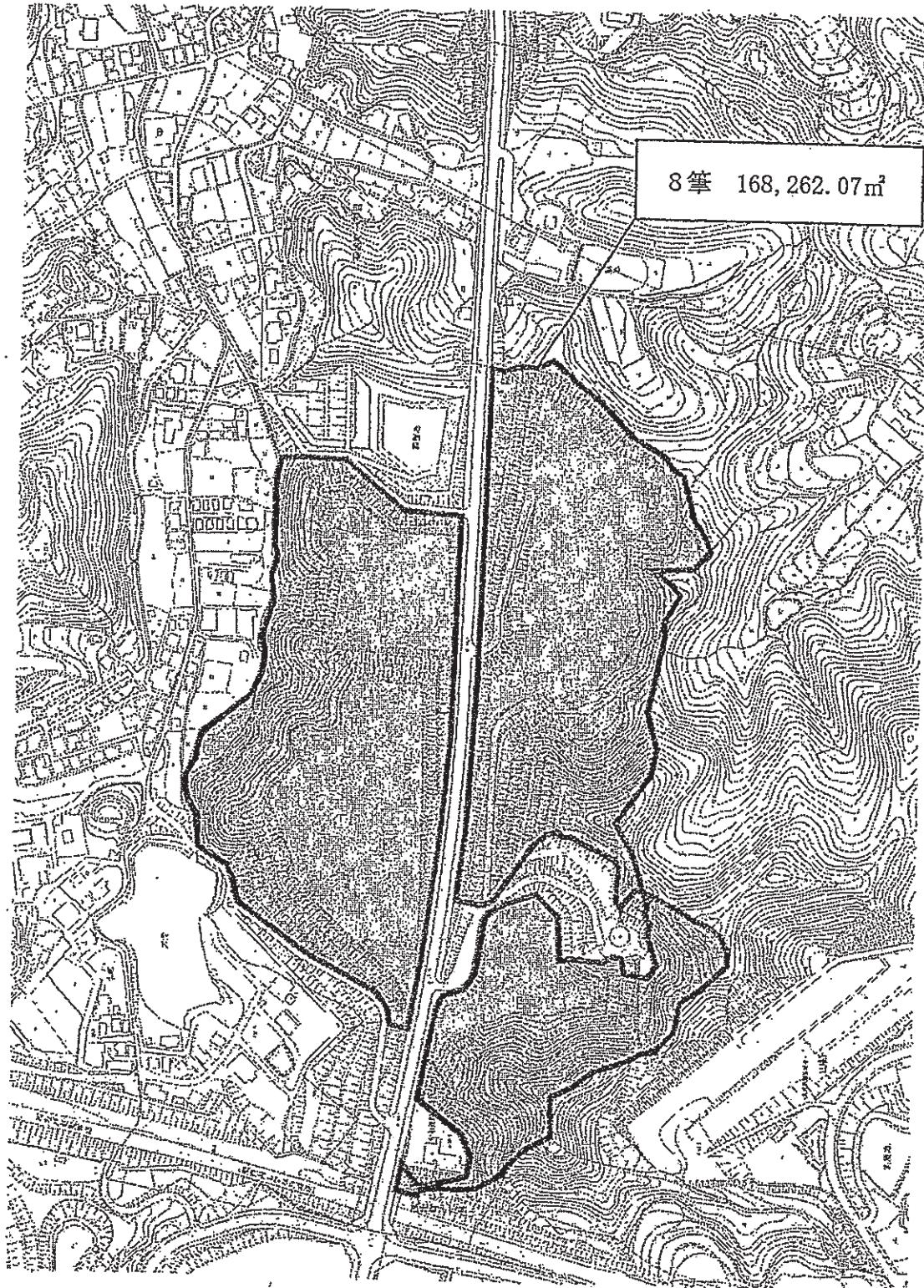
位置図

凡例

無償譲渡箇所



縮尺 1:5000



「参 照」

地方自治法（抜き）

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

これは原本と相違ないことを証明します。

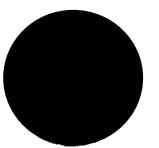
平成 29 年 3 月 22 日

岡山市北区理大町 1 番 1 号

学校法人 加計学園

理事長 加 計 晃 太





議会第2回議案第5号

平成28年度今治市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度今治市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ104,976千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,474,834千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月3日 提出

今治市長 菅 良二

平成29年3月3日原案可決

この抄本は原本と相違ないことを証明する。

平成29年3月3日

今治市議會議長 中村卓三



第3表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大学立地事業費補助金	平成28年度から平成35年度まで	9,600,000
[REDACTED]		



追 加

補正予算にかかる債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書



(単位 千円)

これは原本と相違ないことを証明します。

平成 29 年 3 月 22 日

岡山市北区理大町 1 番 1 号

学校法人 加計学園

理事長 加計 晃太郎

